

## 「シティズンシップ教育研究」査読規程

### 1. 査読の目的

日本シティズンシップ教育学会は、学会誌「シティズンシップ教育」掲載論文の水準を高めるため、投稿原稿につき査読を行う。

### 2. 査読の対象

編集委員会の依頼によるものを除く、研究論文、研究ノートを査読対象とする。

### 3. 査読者

本誌の論文の査読は、一般会員の中から編集委員会が選定した査読者（指名査読者）2名以上によって行う。

### 4. 査読手続

- (1) 編集委員会は、投稿された原稿 1 件につき 2 名以上の査読者を一般会員の中から選任する。なお、投稿された原稿 1 件につき、編集委員もしくは理事の中から 1 名を主担当者として選任しておく。
- (2) 編集委員会は、選任した査読者に査読を委嘱し、匿名処理された原稿、投稿規定、執筆要領、投稿倫理規程、査読規程および査読結果報告票を送付する。なお、適切な査読者を選任するため、学会事務局が管理する会員名簿を編集委員会が利用することを認める。編集委員会は、会員名簿を査読者選任以外の目的に使用しない。
- (3) 査読を委嘱された者は、査読を受任できない特段の事情がある場合には、速やかに編集委員会に連絡しなければならない。
- (4) 査読を委嘱された者は、次の査読要領にしたがって査読を行い、原稿を受理した日より概ね 3 週間以内の編集委員会が指定する期日までに、査読結果票を編集委員会に返送しなければならない。
- (5) 編集委員会は、査読を委嘱された者 2 名以上の結果に不一致がある場合、協議の上「掲載可」、「修正の上掲載可」、「修正の上再査読」、「掲載不可」のいずれかの決定を行う。
- (6) 編集委員会は、査読の決定を投稿者に通知する。その際、査読者からのコメント（修正が必要な場合はその点等）を合わせて投稿者に知らせるものとし、特に掲載不可の場合には理由を付して通知するものとする。修正期間は、編集委員会からの通知が執筆者に届いてから概ね 3 週間とし、編集委員会が適切な締切日（郵送消印有効）を設定して通知する。なお、通知文書は、各投稿原稿の主担当者（編集委員）が作成する。
- (7) 編集委員会は、「修正の上掲載可」「修正の上再査読」と決定された原稿について、修正原稿が提出締切日までに提出された場合には、これを修正確認手続、あるいは再度査読手続に付す。

- (8) 修正原稿を受理した編集委員会は、直ちに査読者に修正確認、あるいは再査読を依頼し、執筆者に対する結果の報告まで、査読の際と同様の手続きを進める。

#### 5. 査読要領

- (1) 査読を委嘱された者は、投稿規定、執筆要領、投稿倫理規程に合致しているかどうかを審査すると共に、以下の諸点の評価に基づき、当該原稿が、学会紀要掲載にふさわしい水準のものであるかどうかを総合判定し、「掲載可」、「修正の上掲載可」、「修正の上再査読」、「掲載不可」のいずれかの評価を与えるものとする。
- ① 内容について：論旨の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性、等。
  - ② 表現について：表題、文献引用、用語、注、図表の適切性、等。
- (2) 査読を委嘱された者が、「修正の上掲載可」もしくは「修正の上再査読」の評価を下す場合には、修正が必要な内容を明記しなければならない。また「掲載不可」の評価を下す場合には、その理由を明記しなければならない。

#### 〔附則〕

この規程は 2021 年〇月〇日より施行する。

この規程は「シティズンシップ教育」第 3 号掲載原稿より適用する。